

# 日本ESD学会誌『ESD研究』編集・投稿規程

## (趣旨)

第1条 日本ESD学会（以下、「本学会」という。）の学会誌『ESD研究』（以下「本誌」という。）は、ESD（持続可能な開発のための教育）の研究や実践に関する成果、課題、情報などの共有の場を提供し、国内外におけるESDの一層の発展に資することを趣旨とする。

## (目的)

第2条 本規程は、「日本ESD学会誌編集委員会規程」第4条第4項第5号に基づき、本誌の編集および投稿に必要な事項について定める。

## (発行)

第3条 本誌は毎年1回、発行するものとする。

## (掲載原稿)

第4条 本誌には、ESDおよび本学会に関する以下の原稿種別の原稿を掲載することを基本とする。ただし、投稿原稿などの内容により、本誌の構成を変更することができる。

- 1) 原著論文（理論研究・実践研究・政策研究・教材研究などに関して独創的で、かつ今後の研究や実践に有用な知見をもたらすと考えられる学術論文）
- 2) 総説論文（特定の分野やテーマに関する内外の研究・実践・政策などを広く検討しながら、独自の視点から課題や論点を提起し整理した学術論文）
- 3) 研究ノート（上記1）2）に発展する可能性のある論文で、学術的な研究や調査の成果や課題を中間的に整理検討した論文）
- 4) 実践ノート（上記1）2）に発展する可能性のある論文で、授業実践や学校での取り組みのほか、地域や市民組織などの実践を分析し、客観的に整理検討した論文）

5) 特集論文（本誌「特集」のため編集委員会が執筆依頼した論文）

6) 報告（会議報告、活動報告、授業報告など）

7) 資料（内外の宣言、勧告、答申、提言、報告などの紹介・解説）

8) 書評（文献や教材などに対する第三者による批評）

9) その他、編集委員会が認めたもの

2. 同一執筆者（共著原稿の執筆筆頭者を含む）による原稿は、各号につき1編のみを掲載することとする。ただし、上記の5）から9）についてはこの限りではない。

## (投稿資格)

第5条 本誌への投稿は、事前応募登録の締切日までに、当該年度の会費納入済みの本学会会員に限る。ただし、共著原稿の場合には、執筆筆頭者以外にこの条件に該当しない者を含めることができる。

2. 本誌編集委員会（以下「編集委員会」という）が原稿執筆を依頼する場合、その執筆者は会員・非会員を問わない。

3. 団体会員が投稿する場合は、投稿者はその組織団体の常勤職にあることを原則とする。ただし、投稿原稿が共著の場合は、執筆筆頭者以外に非常勤職を含めることができるものとする。

## (投稿条件)

第6条 本誌に投稿される原稿は、ESDの研究や実践に資する内容を有し、他の刊行物に未発表のものとする。ただし、以下の原稿等（加筆修正したものを含む）については、初出の明記や著作権の確認を条件に未発表のもののみなすことができる。

1) 各種学会が主催する大会等での発表要旨、口頭発表、配付資料など。

2) 政府、地方自治体、研究機関、各種団体等の委託研究調査の報告書等に収録されたもの。

- 3) その他の講演会、研究会、シンポジウム等での発表要旨や配付資料など。
- 4) その他、編集委員会が認めたもの。

#### (投稿)

第7条 本誌に上記の原稿を投稿しようとする者は、「投稿事前申込書（書式1）」に所定の事項を記入の上、提出期限までに編集委員会に提出して、投稿の事前申込を行う。なお、提出期限までに投稿の事前申込を行わなかった者は投稿できない。

2. 投稿事前申込を受理された投稿予定者は、本誌の執筆要領に従い執筆した原稿（「執筆者の所属・氏名入りの原稿」と「執筆者の所属・氏名を匿名化した原稿」）および「投稿原稿送付状（書式2）」を、提出期限までに編集委員会あてに送付する。なお、提出期限までにこれらの書類が提出されない場合は、投稿を辞退したものとみなされる。
3. 編集委員会は、投稿者からの投稿を受信後、原則として3日以内に受信確認のメールを投稿者に返信する。
4. 投稿の事前申込時の原稿種別および題目を変更する場合、提出期限日の1週間前までに編集委員会に届出する。
5. 本誌の執筆要領については、編集委員会が別に定める。

#### (採否・査読)

第8条 原稿の採否については、編集委員会が決定する。

2. 第4条第1項に記載した1) 原著論文、2) 総説論文、3) 研究ノート、4) 実践ノートについては、編集委員会が委嘱する査読委員による査読結果に基づいて採否を決定する。
3. 査読の手续や査読委員の選任については、別に定める。
4. その他の原稿については、編集委員会が閲読する。
5. 編集委員会は各原稿の執筆者に加筆や修正を求めることができる。

#### (査読後の再提出・再投稿)

第9条 査読の結果、投稿原稿が「査読規程」第6条にある「B（修正採択）」判定とされた投稿者は、編集委員会から指摘された修正点等を加筆した修正原稿を所定の期日までに再提出することができる。なお、その際には修正箇所と修正内容を明記した文書（書式自由）を添付する。

2. 同じく「C（再査読）」判定とされた投稿者は、編集委員会から指摘された修正点等を加筆した修正原稿を所定の期日までに再投稿することができる。なお、その際には「再投稿原稿送付状（書式3）」および修正箇所と修正内容を明記した文書（書式自由）を添付する。
3. 所定の期日までに修正原稿が再提出または再投稿されない場合、本誌への投稿を辞退したものとみなされる。

#### (提出・連絡等の方法)

第10条 投稿の申込、原稿の提出、編集委員会と投稿者間の連絡等の方法は、原則として電子メールを用いる。

2. 投稿者が電子メール以外の方法での提出や連絡等を希望する場合は、事前に編集委員会に申し出る。
3. インターネット回線の不具合等、投稿者の責に帰せられない原因によって原稿や書類等の提出期限に遅延が生じた場合は、投稿者の不利益にならないよう対応に編集委員会は努める。

#### (校正)

第11条 採用された原稿の著者校正は再校までとする。なお、校正時の加筆は、原則として認められない。

#### (経費負担)

第12条 掲載原稿が本誌「執筆要領」に定められている掲載頁数を超過した場合は2頁を限度にこれを認め、執筆者は別表1の通りその経費を負担する。

2. 掲載原稿中の図版や図表を印刷する際に特別の経費が必要となる場合、執筆者は別表1の通りその経費を負担する。

(原稿料)

第 13 条 本誌に掲載された論文等に対する原稿料は原則として支払われない。

2. 編集委員会が執筆依頼した原稿に対しては、内規に基づいた原稿料を支払うことができる。

(抜刷)

第 14 条 投稿者が掲載論文等の抜刷を希望する場合は、掲載決定時に必要部数を編集委員長に申し出るものとする。

2. 抜刷の制作および送付にかかる経費は、執筆者の負担とする。

(著作権)

第 15 条 本誌に投稿される論文等に関する著作権は、原則として本学会に帰属する。

2. 本誌に投稿された論文等が本誌に不掲載と決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を執筆者に返還する。

3. 本誌に掲載された自己の論文等を執筆者が外部の刊行物や電子媒体等に再録・転載する場合には、執筆者は本学会に事前に申し出るとともに、出典が本誌であることを明記する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本学会への申し出は不要とする。

- 1) 個人または所属団体等のウェブサイト上で公開する場合。
- 2) 研究ノートや報告など研究途中の成果物を加筆修正して学術論文として他の学会等へ投稿する場合。
- 3) 著作権法で認められている範囲での個人利用や教育目的で利用する場合。
- 4) 所属団体あるいは研究助成金等の提供者への義務として報告する場合。

4. その他、本誌に投稿された論文等の著作権の扱いについては、本学会と執筆者との間で協議する。その際、執筆者の不利益とならないように本学会は可能な限りの配慮に努める。

(投稿倫理)

第 16 条 本誌への投稿に際しては、次の各号の投稿倫理を遵守する。

①投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等すでに公表されたものであってはならない。また、投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等に二重あるいは多重に投稿してはならない。

②投稿する論文等の中で、他の著作物から引用する場合は、出典を明記するなど剽窃とならないように留意する。

③投稿する論文等の中で使用するデータの捏造や改ざんを行ってはならない。

④投稿する論文等の中で扱う個人や法人の権利や情報は適切に保護しなければならない。

2. 前項の各号に反する疑いが生じた場合は、編集委員会は投稿中の論文の査読や閲読を中止して、その後の対応を検討する。また、すでに掲載済みの論文については掲載を取り消すなどの措置を検討する。

(改正)

第 17 条 本規程は編集委員会が改正する。ただし、改正にあたって、編集委員長は理事会に意見を求めるものとする。

別表 1：学会誌の経費負担額（第 12 条関連）

超過頁の負担額	1 頁あたり 5,000 円とする。
特別な図版や図表の製作・印刷等の経費	実費負担とする。

附則

1. 本規程は、2018 年 7 月 1 日から施行する。
2. 2019 年 7 月 15 日 改正
3. 2020 年 8 月 3 日 改正
4. 2024 年 10 月 2 日 改正